

第5回教育委員会会議

1 日時 令和8年4月21日（火） 午後4時00分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
高井 俊一	教育次長
青柳 毅	阿倍野区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
伊藤 純治	政策推進担当部長
矢野 尚之	教育デジタル推進担当部長
杉本 和由	教務部長
本 教宏	生涯学習部長
中道 篤史	指導部長
小林 元彦	第1教育ブロック担当部長
橋本 洋祐	総務課長
田中 哲也	教育基盤担当課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
吉田 祥子	教職員服務・監察担当課長
木村 祥子	社会教育施設担当課長
小野寺 健	首席指導主事
松岡 毅	首席指導主事

有上 裕美 教育政策課長
中谷さおり 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森委員を指名
- (3) 案件

議案第39号	いじめ対策基本方針の改訂について
議案第40号	市会提出予定案件（その8）（指定管理者の指定に関する急施専決処分報告について）
議案第41号	市会提出予定案件（その9）（令和8年度 大阪市教育情報ネットワーク教育情報利用パソコン一式 買入）
議案第42号	令和9年度校長公募について
議案第43号	職員の人事について
報告第13号	大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
報告第14号	令和7年度（令和8年1月1日から同年3月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について
報告第15号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について
報告第16号	指定管理者予定者の選定について

なお、議案第43号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、議案第40号から第42号、及び報告第16号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第13号「大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

の一部改正する規則」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本来であれば、教育委員会会議の承認を経て規則改正を行うべきところであるが、関連する条例が令和8年4月1日より施行され、本規則についても同日付けで改正施行する必要が生じたことから、教育長専決規則第2条第1項に基づいて急施専決処分を行ったところであり、同条第2項により報告させていただくものである。

「1 改正の理由」について、令和元年に、国において「行政手続オンライン化法」が「デジタル手続法」へ抜本的に改正され、「手数料のオンライン納付」に関する規定等が追加された。本市においても既に行政手続きの大部分がオンライン化されているところであり、また令和8年度から、新たに法人ベース・レジストリ（法人の登記情報の検索システム）の利用が開始されるということで、令和8年4月から改正施行されている「大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の内容に合わせて、必要な規則改正を行うというものである。

改正の内容については、（１）から（４）の事項についての改正と規定整備を行うものであり、教育委員会にかかる申請、届出、その他の手続き等のうち、いわゆるオンライン申請に関して必要な事項を整備したというものになる。もう少し具体的に例を挙げると、オンライン申請において署名が必要な場合にマイナンバーカードを利用できるようにすることや、申請時に手数料が必要な場合にクレジットカードやスマートフォンなどの電子決済により納付できるようにすること、などが挙げられる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第14号「令和7年度（令和8年1月1日から同年3月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について」を上程。

杉本教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告書の2ページをご覧ください。本件は、教育長の専決により行った懲戒処分を報告するものである。「2 概要」のとおり、校種別で、中学校は免職2件、停職2件、減給2件、戒告1件の計7件、小学校は、停職4件、減給2件、戒告1件の計7件、懲戒処分を行った。合計欄をご覧ください。前年同期が6件であるところ、14件となっている。

次に行為態様別について、一般服務関係は免職1件、停職2件、減給4件、戒告2件の計9件、一般非行関係は免職の1件、交通法規関係は停職の4件となっている。一般服務関係は前年同期6件から9件に、一般非行関係は0件から1件に、交通法規関係は0件から4件に増加した。

3ページをご覧いただきたい。期間中に行った懲戒処分の一覧である。ご覧のとおりの内容だが、補足として、一般服務関係の兼職兼業違反について、当該教諭は、自身のSNSにおいて、企業からの依頼に基づき、長期間、商品のPRを行い、現金及び商品を得ていたため、戒告とした。また、交通法規関係の飲酒運転について、主に親睦会に参加した教諭らが飲酒を行ったのち、自転車の酒気帯び運転を行ったため、それぞれ停職1月とした。本事案発覚後、学校園に対して、改めて禁止されている飲酒運転を行うことが無いようにすること、その他自転車運転時における交通ルールの遵守徹底を行うよう注意喚起を行った。

4ページをご覧いただきたい。教育委員会の主な取組について、3点記載している。まず、令和8年2月及び3月に、本務教員・講師採用予定者を対象に集合型の採用前研修を実施した。研修では、服務規律の重要性について説明するとともに、本市の学校園で実際に発生した不祥事案を取り上げ、受講者に具体的な問題点を検討させることで理解を深めることができた。あわせて、教職員一人一人が、勤務時間の内外を問わず高い倫理観をもって不祥事を起こさないという強い意志をもって行動するとともに、教職員間でのコミュニケーションや情報共有を通じて、「風通しの良い、活気ある職場づくり」を進めていくことが、不祥事の発生防止につながる旨を説明した。

次に、令和8年3月、校園長に対し、新規採用者への辞令交付の際、教職員が遵守すべき事項の要点をまとめた「教職員の服務についての概要」を配付するとともに、本市教職員として一人一人が立場・役割を自覚して行動し、不祥事を起こさない職場環境づくりに取り組む必要があることを踏まえ、訓示により注意喚起を図るよう指示した。

最後に、服務規律の確保・不祥事防止の観点から、新任校園長が就任した学校園及び過去に服務的な課題を抱えた学校園を中心に、訪問監察を例年どおり実施する予定である。訪問監察の効果的・効率的な実施に向け、事前に実施しているアンケートについて、本市及び他都市で発生した最新の不祥事案を踏まえた内容に改訂した。当該アンケート結果を基に、勤怠管理や施設管理の状況、服務規律確保の取組、個別課題等を確認し、必要な指導・助言することで、不祥事発生 of 未然防止に努めていく。

5ページをご覧いただきたい。令和7年度と令和6年度の事案別懲戒処分の件数を比較

したものである。全体の件数として、令和6年度は26件、令和7年度は25件であり、1件減少している。一般服務関係では「⑧教職員による児童生徒への非違行為」等が減少し、前年度から5件の減少となっている一方、交通法規関係では、「⑨飲酒運転関係」の増加により前年度から3件増加しており、これらの結果、全体では1件の減少となっている。令和8年度においても、先ほど申し上げた取組を継続し、引き続き不祥事の未然防止に努めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 1点、3ページ、マイカー通勤ですが、これまでも同じような話がありますが、特に今回は管理職、教頭ということで、このマイカー運転に対する本人の自覚度というのはどのような認識でいたのでしょうか。

【杉本教務部長】 そうですね。小学校教頭ということで、市民の方からの問い合わせにより発覚した事案でございます。家庭の事情によりという理由でしたけれども、きちんと反省しているというような状況でございます。

【大竹委員】 マイカー通勤をするときには理由があり、それは申請をすれば認められる、しかも教頭職にあり、重々そういう手続きも知っているけれども、それをしなかったということ、特に管理職は知っているはずなのにこういうことが起きるということが、何か普通の一般の教職員でも問題ですが、それ以上に本人の自覚を含めて、管理職としての資質が問われるべき案件だと感じます。

【杉本教務部長】 具体的なお話ができなくて申し訳ありません。家族の車に同乗してというところで、そこが服務違反かどうかという判断がつかなかったということですが、管理職という立場で、その辺りも理解してきちんと服務の徹底をしていくような形で再度指導して参りますのでよろしくお願いいたします。

【赤木委員】 説明ありがとうございました。教育委員会の主な取組のところですが、主に採用予定者や新任の方を研修対象としていると書かれています。私は大学で教員をしておりますが、管理職ですので、事務の方が受けるSD研修もたびたび受講しています。主なものは情報関係、特に個人情報の取り扱い方、それと文書管理の手順、ハラスメント研修等、毎年受けています。そこで質問ですが、新任の先生だけではなくて、すべての人がそういう研修を受ける機会というのはあるのでしょうか。特に、交通法規、今、自転車に関するルールがすごく厳しくなり、取り締まりが始まっているということで、まだ、よく

理解されていない方もいると思います。新任以外の方々の研修についてお聞かせください。

【杉本教務部長】 毎月、懲戒処分が発生した状況を踏まえて、教育長から校園長に發文しておりまして、おっしゃっていただきましたように、学校教育に関わる教職員ですから、児童生徒、保護者及び市民の信用を失墜させることがないように、教職員含めて徹底するよというのは毎月懲戒処分が出た後、させていただいております。今回自転車による酒気帯び運転事案につきましても、4月から自転車の交通反則通告制度、青切符制度がありますので、再度徹底するように周知したところでございます。また4月17日の發文で、全市校園長に対して、指導部の方から教育重点項目としても挙げて訓示なりしております。服務規律の保持というところで自転車に係る交通法規の遵守というところを特出しして、指導部長からも訓示していただいているような形です。自転車の件については、3月、4月で強めに全教職員に徹底するよというこでさせていただいております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【森委員】 今とテーマ的に関連しますが、採用前研修の不祥事案を取り扱って話し合って検討するよというのは非常に興味深いと思いました。この場合の不祥事案というの、新任の人が陥りやすいよな不祥事案なのか、一般的な教員が陥りやすいものなのか、事例の選定の基準や事例を、お話できる範囲でいいので、教えていただけますか。

【杉本教務部長】 新任の方に対しての研修内容ですので、そういう新任の教職員が陥り入りやすいこも頭に入れながら、一般的な公務員として教職員として服務を徹底しなさいという事案も、特化してというよりはそういうことの観点も含めて研修させていただいています。

【森委員】 悉皆ですか。

【杉本教務部長】 新任の方すべてが対象です。

【森委員】 マネジメントが大変そうだと思います。

【杉本教務部長】 採用前研修というこで、4月に教職員になるこに不安な方も含めて、服務以外も含めて、希望の方に研修をしている状況という形にはなります。どうしても来られない方もいるよこで、すみません補足させていただきます。

【森委員】 もう1点、今の自転車もありましたが、この4件は時期が若干違いますが、先ほど赤木先生がおっしゃったように、何か自転車のルールが変わると、もしかしたら増えてしまうのか、どうなのか、それはわからないまま無自覚に違反をしてしまうケースも出てきてしまうのではないかと。

【杉本教務部長】 そうですね。この増えている状況というのは、警察の方の啓発等も含めて増えているのではないかと、憶測ですけれども、ちょっとあったと思いますし、当然として自転車も含めて飲酒運転はいけませんので、そこは先ほど申しました徹底になるとは思っております。

【多田教育長】 本日もこの3学期分ということでご報告をさせていただきました。状況的には管理職が関わる事案もございましたし、自転車の飲酒運転というようなこともございました。制度がまた変わっていく、この4月からまた変わったというところもありますので、教職員としての誇り自覚を持って日々の行動にも節度あるしっかりと自覚をした行動が求められるということもありますし、管理職としてより一層高いモラルを持ち、行動する必要があるかと思っておりますので、先ほど担当部長の方から申しあげました研修の機会であったり、あと注意事項の發文であったりいろいろ取組を進めておりますけれども、年度ごとの重点的な取組も掲げて継続的に取組を進めておりますので、今後ともその取組についてしっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。今回の報告についてはこの内容でということに進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

報告第15号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

小林第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

資料2ページをご覧ください。最初に「事案概要等」としては、令和5年3月17日、当時、小学校1年生の児童（以下「当該児童」とする。）の保護者から、令和4年8月以降、当該児童が児童いきいき放課後事業（以下「いきいき」とする。）での活動中に関係児童らから嫌がらせをされたり、教室で金銭を要求されたりしたために心因性視力障害などを発症しているなどといった事案が発生しており、「重大事態」としての調査を求める旨の申し出があった事案である。

本事案については、いじめ重大事態として市長に報告し、令和5年11月11日に初動調査報告書が提出された。その後、当該児童保護者の意向を受け、更に詳細調査が実施され、令和8年3月30日に報告書が手交された。

次に、資料中段「報告書の内容」について、まず、「いじめの該当性と心因性視力障害および身体表現性障害との因果関係について」のうち、「いじめと認められる事実」として、

令和4年1学期に2年生児童から当該児童が嫌なことを言われた行為。1学期から令和4年9月15日までに当該児童が2年生児童のズボンを指摘した際、「黙っとけ、1年」と言われた行為および1学期の花の水やりで2年生児童から「なんで目の前とおるねん、しばくぞ」と言われた行為。9月20日、当該児童が関係児童Aに言われて給食ナフキンを10枚くらい持って行こうとした行為。11月8日、関係児童Aが当該児童に対し、塾に行かない日なのに「じゅく、じゅく、じゅく」「どれみ、どれみ、どれみ」と言った行為。11月11日、当該児童がいきいきに出席していたとき、当該児童と関係児童Aがサッカーゴールの中に立っていてその場から動かなかったため、サッカー中の4、5年生児童らが「目をつぶせ」などと発言した行為。令和5年1月中旬頃、関係児童Aが当該児童の消しゴムに穴をあけるふりをした行為。この6点について、いじめと認定されている。一方、7月頃に当該児童が関係児童Aに渡したポチ袋と金銭および翌日関係児童Cに渡したポチ袋と金銭については、関係児童側から要求した事実は認められず、いじめには該当しないとされている。

次に、いじめとの因果関係について、8月診断書の心因性視力障害の原因は、認定した1学期のいじめの事実のみではなく、小1プロブレム、忘れ物や提出遅れ、いきいきの雰囲気、塾・習い事の多さ、家庭内ストレス（母親の当該児童への関わりが十分にできていなかったこと。また父親についても愛情や依存欲求が満たされていなかったこと）等が複合的に影響したものと認められるとされている。12月6日診断書の身体表現性障害への広がり、金銭授受に対する罪悪感・発覚の恐れ・母親の誤った解釈や意図しなかった両親の関係児童らへの追及が主たる原因であり、特に関係児童らとの関係でさらなるいじめが原因となったとは認められないとされている。

次に、報告書で指摘されている、学校の課題としては、初期段階の対応が不十分であったとして、登校渋りがあり、当該児童母が「いじめではないか」と学校に原因があると思っていること等を考えると、7月15日に実施されたいじめアンケートの対応は、いじめ対策委員会あるいは生活指導部会で検討する必要があったとされている。金銭授受発覚時の対応が不十分であったとして、当該児童や関係児童、保護者への聴き取りが不十分であったため、児童・保護者間の対立や不信を招いたと思われるとされている。当該児童・当該児童保護者への対応として、組織的な対応はできていたが、当該児童母とコミュニケーションがとれていなかったと言え、当該児童母に伝えるべき情報や説明が十分に出来ていなかったとされている。関係児童への対応として、関係児童Aの安心確保の意図は了解できるが、いきいき活動中のみ接触を断つ対応は、関係児童Aを加害者とする当該児童保護者

の認識を強め、児童らの心情や関係にマイナスの影響を与えた可能性も考えられるとされている。組織的対応と多職種との協働体制として、金銭授受のトラブルでは、スクールロイヤーに相談したり、スクールカウンセラーを活用したりすることも有用であった。また、診断書受領時に市教委へ報告すれば、適切な助言や迅速な調査開始につなげることもできたと考えられるとされている。そのうえで、上記を踏まえた提言としては、初期段階で、いじめ対策委員会を独立して開催し、児童・保護者からの訴えを集団的に検討すること、金銭授受について、いじめの疑いがあれば、校内のいじめ対策委員会で事実関係を明らかにし、指導方針を立てて実践すること、いじめ対策委員会の調査・方針結果を当該児童・保護者へ共有すること、関係児童への対応として、事実認定をあいまいにしたまま、関係児童の学習権等を侵害しないこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門職との連携等、校外の専門職・機関と連携して解決を図るよう努めること、また、いじめ重大事態の疑いのある事案について、市教委に対してすみやかに報告することの5点が指摘されている。最後に、提言を受けた今後の対応として、当該校への指導として、令和8年5月までに、弁護士・臨床心理士を招へいた学校内研修を実施し、「チーム学校」体制の強化、いじめ対策委員会の実質機能化、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの積極活用を徹底する。全市的な周知として、本報告書の内容を令和8年6月末までに全小学校・中学校に周知する。研修強化として、全教職員対象の研修を令和8年9月までに実施する。といったことについて、取り組んでまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧に説明いただきありがとうございました。この事例は当該児童が心因性視力障害を起こしたことが問題として取り上げられています。そして、調査の結果、因果関係として複合的な原因があるということが明らかにされています。しかし、同時に母親に対して学校側の対応が不十分だったということも指摘されています。今後は、この事例のように複合的な原因がある場合も多いと思われますので、学校で起きた「いじめ」だけを問題視し、担任、学校だけで事に当たるのではなく、外部のスクールロイヤーやスクールカウンセラーの手を借りて、複雑な部分をも解明し、当事者の目線を大切にしつつ、対応していただきたいと思います。

【長谷川委員】 今回、事実認定が非常に難しい事案だったのかなと思っています。

小学校の方も相当配慮して対応いただいたのではないかという印象も持っています。この事案のように、いじめの低年齢化で同じように事実の聞き取りが難しい事案は出てくるのではないかと考えていまして、その辺り、一口に専門家といっても、例えば弁護士がこういう子どもたちからの聞き取りが得意かといったらそうとは限らないとも思いますので、今後こういった方向で教育委員会としてそういう低年齢化の事案に対応されていかれるご予定かというのを伺いしてもよろしいですか。

【小林第1教育ブロック担当部長】 低年齢の児童に対する聞き取りというのは、児童に対する負担等を考えますと相当な配慮が必要であると認識しております。周囲の教職員でありますとか、外部の方のアドバイス等も十分参考にしながら、サポーター、他の児童等と周囲環境も含めまして、幅広く事実確認に努めて参りたいと考えております。

【長谷川委員】 そういうときの対応の仕方やノウハウがあって、研修するというのが可能なのか、それとも、ちょっとそこまでは至っていないのかといった辺りはいかがですか。

【小林第1教育ブロック担当部長】 まずは報告書の中でもありましたように、私も市教委の方にも情報共有をしていただきましてその中でしっかりとアドバイスできるころはして参りたいと考えております。もちろんケースバイケースというところも多分にあるかと思うので、一律的な研修といいますか、馴染むかどうかも含めまして考えていきたいと考えております。

【大竹委員】 確かに事実認定、いじめと認定した事項、そうではない事項というのがあって当該児童の保護者の方、この方はこの報告書について、大分やり取りはされていると思いますが、この報告書で納得はされているのでしょうか。それとも、納得されていないという状況ですか。今、保護者の方がやはりいじめではないかということでいろいろ言っておられるので、その保護者の納得感というのは今どの程度だと思われていますか。

【小林第1教育ブロック担当部長】 保護者の方からは、所見をいただいております、いじめはどの学校でも起こり得るという認識がなく、保護者が何度も訴えたにもかかわらず迅速の対応がなされなかったと。そのため、不信感が募り第三者委員会への調査をお願いしましたが、主に学校からの聞き取り調査報告書となっており、こちらの訴えが全く反映されなかった。何のための誰のための第三者委員会なのか、意味をなさなかったのが残念であるというご所見をいただいておりますが、再調査等のお申し出というのは今のところ伺っていないというような状況です。

【大竹委員】 今後の対応の仕方、対処の仕方というのはやはり大切になってくるので、ぜひそこは保護者の方ともよく話をしながら、理解を求めるところもありますし、一方的に保護者の方の言っていることを受入れるというのもおかしい話だと思いますので、ただその辺りは相当納得感いくように、それとまた今後これが、起こらないようにというのは大事なので、引き続きしっかり見ていただければありがたいと思います。

【森委員】 ありがとうございます。コメントです。今回のケースは以前報告審議として保護者との連携のガイドブックでしたか、それと非常に関わるケースになろうかと思っています。これも3年くらい前のお話ではありますが、その当時の学校としては事実認定の難しさの中で最善を尽くされているというところは見えるのですが、それもやはり課題があるというところを引き取った上で、今回の保護者との連携、コミュニケーションのよりよい図り方といいますか、ともに学校を支えていくというパートナーとして、パートナーシップを築く上で、今回何かある意味ケースといいますか、これを踏まえた形での知見として生かせたらいいというのが希望も含めてのコメントになります。

【多田教育長】 ありがとうございます。先ほどご説明した内容の中にもございましたように、今回の件につきましても、全市的な周知であったり検証を通じての取組の徹底というようなことも含めまして、どうしても保護者であったり、当該のお子さんとの関係でいうと、なかなか折り合わないところも出てくるのも事実ですけれども、やはりいじめ対策につきましては、救済と尊厳の回復というところもございますので、そのところではできるだけ会話をして、今後とも進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第39号「いじめ対策基本方針の改訂について」を上程。

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。今回の改訂案は、大阪市いじめ対策基本方針を見直すとともに、関連施策である生活指導サポートセンターの実施基準を基本方針と整合が取れるよう改めて改訂をしたものである。

議案書の6ページをご覧ください。改訂に至った経過として、近年、SNS上で暴力行為の動画が投稿・拡散される事案が相次いでおり、文部科学省から全国の教育委員会に対し、緊急の対応要請が発出された。本市においても、当該要請を踏まえ、暴力行為・いじめの緊急確認、加害児童生徒への毅然とした対応等を進めてきたところである。こうした

状況を受け、本市のいじめ対策基本方針全体について、改めて整理・再確認を行う必要が生じたことから、見直しを行ったものである。また、見直しの過程において、加害児童生徒への対応の実効性を高めるため、生活指導サポートセンターの実施基準の見直しを行い、それに合わせて、基本方針の文章の改訂を行った。

7 ページをご覧いただきたい。基本方針の見直しに合わせ、生活指導サポートセンターの実施基準を整理し、次のように取扱いを明確化している。いじめ事案における加害児童生徒への生活指導サポートセンターにおける「個別指導」の実施については、判断の観点を3つ明示している。①行為の深刻性について暴力行為、金銭要求、性加害、物品損壊、SNSでの誹謗中傷など、「学校安心ルール」に示される行為を基準としている。また、からかい・ひやかしなど一見軽微に見える行為でも、被害児童生徒が強い心理的苦痛を受ける場合は深刻性に含めることとしている。②改善の困難性について、反省が見られない、保護者の協力が得られない、通常の学校指導では改善が見込みにくい場合を想定している。③行為の再発性について、同様の行為を複数回繰り返す、指導後も改善が見られない場合を指す。これら3観点を総合的に勘案し、在籍校での指導継続が困難と認められる場合に、個別指導の実施を検討する。これらをまとめたものが「いじめ加害児童生徒に対する個別指導実施基準」であり、下段の矢印で示している。また、出席停止の要件に該当するかを踏まえつつ、学校安心ルールに基づき、被害児童生徒の心理的影響が大きい、加害行為の重大性が高い、同様の行為を複数回繰り返す、指導後も改善が見られないなどの場合には、保護者の同意を得たうえで、生活指導サポートセンター（個別指導教室）での指導を実施することとしている。

8 ページをご覧いただきたい。加害児童生徒への対応フローを示している。左上の「いじめ認知」から始まり、先ほどの「個別指導実施基準」に基づいて協議を行う。学校では、校内いじめ対策委員会の開催、SSET弁護士への相談、関係保護者との協議を経て、校長から教育委員会事務局指導部へ具申する。教育委員会事務局指導部では、担当ブロックグループで検討し、生活指導グループと協議のうえ、対応を決定する。軽微な事案は学校での継続指導・再発防止とし、必要に応じて別室指導を行う。一方で、深刻性・改善困難性・再発性を踏まえ、学校での指導継続が困難と判断される場合は、出席停止または生活指導サポートセンターでの個別指導を行う。出席停止の場合も、教育上必要な措置としてセンターを活用する。また、一定期間の指導後も同様の問題行動が続く場合は、再度基準に沿って判断し、センターでの個別指導または出席停止を検討する。右上の「転校意思の確認」

については、被害児童生徒・保護者が同一校での在籍に否定的な場合に行うもので、事案に応じて個別に実施する。

4 ページにお戻りいただきたい。改訂箇所を示している。4 ページは法律の改正に伴い名称が変更になった部分を反映している。

5 ページをご覧いただきたい。このページで示しているのは、今回の改訂の主なポイントである「いじめ対策基本方針」の12ページ部分にあたる「⑩出席停止の措置及び個別指導教室における指導」に関する部分である。生活指導サポートセンターの実施基準の見直しに合わせて、文章の整理を行った。以上本改訂案は、いじめ対策基本方針の見直しと併せて生活指導サポートセンターの実施基準を整理し、加害児童生徒への対応に関する規定を明確化するものである。

なお、本日ご欠席の古川委員からは、この議案について、次のとおりご意見を頂戴している。「子どもへの指導上、必要な改訂と理解しており、賛成をしております。ただ運用に当たり、お願いがあります。自身の経験は、高校生の年齢の子どもではありますが、加害に当たる子どもたちが、自身の言動を反省し、立ち直っていくプロセスに身近で大切な大人である在籍校の先生の存在は大きいと思います。しかも真の信頼関係を築いていくためには、長い時間も必要かと思います。在籍校との連携につきまして、頻度や濃度について、個別に必要な対応をお願いします。」というものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 2点あります。私もこの案自体は賛成で、これまで被害児童の方が学校から距離を置くという対応、選択が大多数だったと思いますけれども、本当は戻りたいという被害児童の支援にもなると思うので、適切な場面で有効活用いただけたらと思います。2点目が、このセンターでの個別指導教室のためには、保護者の同意が要件になっていますので、保護者の理解というのは絶対必要になってくると思います。子どもに対する懲罰ではなくて、加害児童自身の将来のためにも必要な指導や措置がとられて、有効だということ、それから学習の支援も心配なくされるというところを丁寧に説明いただいて、理解を得ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中道指導部長】 ありがとうございます。本当に被害児童生徒の最優先もちろんですし、立ち直りのプロセスというところも、教育的にしっかり重点を置いて、両方がし

っかりと回っていけるように、活用をしっかりとしていきたいと思っております。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第16号「指定管理予定者の選定」及び議案第40号「市会提出予定案件（その8）」についてを一括して上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件については、大阪市立クラフトパークの指定管理予定者である連合体の構成員のうち1者より、令和8年4月1日付で吸収合併による組織再編の申し出があったことから、必要となる諸手続きについて、条例及び規則改正を行ったうえで、急施専決処分により再度の指定を行ったものである。初めに、報告第16号では、令和8年4月1日から新指定管理者による大阪市立クラフトパークの管理を開始する必要があることから、指定管理予定者の選定について、教育長の急施専決を行った旨の報告となっている。新指定管理者の選定に関しては、再度有識者による選定会議を開催し、新たな連合体からの提出書類を確認したうえで、選定基準への適合性と、構成員変更後も変更前と同程度の管理運営が可能かについて審議を行った。その結果、指定管理予定者として変わりなく「ジェイコムウエスト」が適格であるとの結論に至っている。

続いて、議案第40号について、報告第16号においてご説明した指定管理予定者の選定後、本来市会で議決いただくところであるが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日付で市長による急施専決を行ったことから、市会にその旨を報告するための議案となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第41号「市会提出予定案件（その9）」について」を上程。

矢野教育デジタル推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

先日、開札・業者決定を行った教育情報パソコンの契約案件となる「議案第41号」について、説明する。

本案件は、教育情報利用パソコンの取得に関するものである。この調達是一般競争入札

により、現在のところ、4月3日に開札し業者決定をしているが、本件の契約予定価格が7,000万円以上であり、市会の議決が必要な財産の取得となることから、市会上程案件としてご審議賜るものである。

本市では、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、全児童生徒に対して、令和2年度に約16万台、令和4年度に約2万台の教育情報パソコンを購入し、1人1台の端末運用を行っている。令和7年度においては、令和2年度に調達した教育情報パソコンの更新を行うため、15万1,088台の調達を行った。今回、残る令和4年度に調達した教育情報パソコンの更新を行うため、2万5,303台の調達を行うこととした。

契約案件の詳細について、3ページをご覧いただきたい。富士フィルム ビジネスイノベーション ジャパン株式会社と契約金額17億7,333万3,210円で契約してまいりたいと考えている。本件を5月の定例市会の開催にあわせて、財産取得の議案として上程し、議決を得たら、速やかに契約を締結し、順次機器等の整備を進めてまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「令和9年度校長公募について」を上程。

杉本教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第42号「選考の概要」のうち、応募資格について、応募資格A、すなわち外部人材については、採用日時点で年齢が35歳以上で、民間企業等において管理職の経験を有することなどとしている。なお、令和8年12月に施行予定のこども性暴力防止法に基づき、「特定性犯罪」の前科がないことを新たに要項内に規定している。応募資格B、すなわち本市教職員については、現に副校長、教頭等の経験年数が、出願時点で通算1年以上あり、採用日時点で59歳以下であることなどとしている。次に、「募集校種・募集予定人数」は、小・中学校共通について70名程度、幼稚園については若干名としている。

次に「選考方法」について、第1次選考は、書類選考及び論述試験であり、論述試験は7月11日に実施する。第2次選考は、9月上旬から集団面接を実施し、第3次選考は、10月頃個人面接を実施し、最終合否は11月中に通知する予定としている。

次に「受付期間」について、承認いただいたら、5月14日から6月12日まで、受け付けてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 この募集要項の要件そのものは昨年度と同様ということによろしいでしょうか。

【杉本教務部長】 昨年度とほぼ同様に、こども性暴力防止法の観点を追加しております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第43号「職員の人事について」を上程。

杉本教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第43号、平野区小学校教頭については、休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、味原小学校指導教諭の隅田周平を充ててまいりたいと考えている。本日承認いただいたら、4月23日付けで人事異動を発令したいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告